

要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況

令和4年2月21日までに総括マネジメント管理者の確認を受けた要改善事項等の一覧
 (令和3年度第26回原子力規制委員会(令和3年8月25日)で是正処置完了を報告した案件を除く)

番号	総括マネジメント管理者の確認日		件名	担当部署
	要改善事項	是正処置		
1	令和2年9月15日	令和4年2月18日	原子力規制委員会ホームページにおける不開示情報を含む資料の誤公表	実用炉審査部門 地震・津波審査部門
2	令和2年10月16日	令和4年2月14日	原子炉設置の許可に係る変更届の受理に伴う文部科学大臣への写しの送付遅延	研究炉等審査部門
3	令和3年2月26日	令和4年2月16日	原子力規制委員会ネットワークシステムへの不正アクセス	情報システム室
4	令和3年3月5日	令和3年10月5日	使用前検査合格証における変更申請の接受日等の記載漏れ	専門検査部門
5	令和3年3月5日	実施中	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表	実用炉審査部門
6	令和3年3月19日	令和4年2月15日	事業者との面談に係る資料のホームページ公開の遅延	技術基盤課
7	令和3年5月13日	実施中	原子力規制委員会報告資料における誤記	研究炉等審査部門
8	令和3年5月20日	令和4年1月21日	人事院協議に係る文書提出の遅延	人事課
9	令和3年6月1日	令和3年9月16日	USBメモリの一時的な所在不明	核燃料施設等監視部門
10	令和3年6月10日	実施中	東日本大震災復興特別会計の移替えの手続きに係る不備	監視情報課
11	令和3年6月11日	令和3年8月27日	原子力規制検査の結果の通知文のホームページ掲載未実施	実用炉監視部門 核燃料施設等監視部門
12	令和3年6月25日	令和3年9月16日	令和2年度の秘密文書管理簿の未作成	核燃料施設等監視部門
13	令和3年6月28日	令和4年2月15日	申請書の取下げに係る決裁手続の未処理事案の発生及び申請書の誤廃棄	研究炉等審査部門

14	令和3年7月5日	令和3年8月16日	立教大学原子力研究所の計量管理規定の変更	保障措置室
15	令和3年7月9日	令和4年2月9日	取下書の提出があった申請書の取扱に係る内規の制定遅れ	総務課
16	令和3年7月21日	令和3年8月3日	交付済の使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明通知書における誤記	核燃料施設審査部門
17	令和3年7月27日	令和4年2月21日	秘密文書の指定に係る決裁の失念	地震・津波研究部門
18	令和3年8月31日	実施中	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ	技術基盤課
19	令和3年8月31日	実施中	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法	技術基盤課
20	令和3年9月1日	令和4年2月14日	原子力規制委員会ホームページへの非開示情報の掲載	研究炉等審査部門
21	令和3年12月6日	—	京都大学臨界実験装置(KUCA)におけるトリウムの貯蔵に係る手続き漏れ	研究炉等審査部門
22	令和3年9月30日	—	設置許可変更届出の写しの送付遅延	実用炉審査部門
23	令和3年11月5日	実施中	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備	検査監督総括課
24	令和3年11月24日	実施中	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合	監視情報課
25	令和3年12月20日	実施中	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載	人事課 放射線防護企画課
26	令和4年1月19日	実施中	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定	監査・業務改善推進室
27	令和4年1月24日	—	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表	実用炉審査部門
28	令和4年2月1日	実施中	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備	技術基盤課
29	令和4年2月9日	実施中	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ	総務課

30	令和4年2月9日	実施中	扶養手当の誤支給	人事課
31	令和4年2月14日	実施中	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告	会計部門
32	令和4年2月14日	実施中	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ	研究炉等審査部門
33	令和4年2月17日	実施中	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化	保障措置室
34	令和4年2月17日	実施中	便宜供与依頼に係る手続不備	保障措置室
35	令和4年2月21日	—	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報のマスキング漏れ	実用炉審査部門

(※)是正処置の欄の「—」は、是正処置を不要としたことを示す。

番号	1	担当部署	実用炉審査部門 地震・津波審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける不開示情報を含む資料の誤公表		
内容	<p>平成 30 年 12 月 10 日、平成 30 年度第 46 回原子力規制委員会臨時会議の資料として、特定重大事故等対処施設に係る九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案を原子力規制委員会ホームページで公開した。</p> <p>当該資料は、平成 28 年 8 月 2 日の原子力規制委員会で決定した「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に関する考え方について」に沿ったマスキングが 3 箇所行われていなかった。</p> <p>平成 31 年 1 月 30 日、実用炉審査部門の審査官は、当該 3 箇所がマスキングされていないことを発見した。</p> <p>なお、当該 3 箇所は、特定重大事故等対処施設の名称等であるが、単体では特定重大事故等対処施設の位置や仕様を直接特定する手がかりにならないことを確認した。</p>		
要改善事項の処置	<p>原子力規制委員会ホームページでの当該資料の公開を平成 31 年 1 月 30 日に停止した。当該資料全体を再度確認した上で、同年 2 月 1 日に、適切にマスキングを行った資料を公開した。また、九州電力(株)に対し、本件事象の発生について同年 1 月 30 日に連絡した。「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告した。</p> <p>インターネット資料収集保存事業(WARP)では、発見日時点では公開されていなかったものの当該資料が収集されていたため、国立国会図書館に対してインターネットでの公開等がなされないよう資料利用制限措置に係る申出を行った。同年 4 月 18 日付けで、国立国会図書館から利用禁止の決定がなされた旨の通知があった。</p>		
是正処置	<p>①特定重大事故等対処施設に係る審査結果等のうちマスキングが必要なもの(以下「要マスキング文書」という。)を公開する際、要マスキング文書については、実用炉審査部門の作業担当者が実用炉審査部門の抽出したマスキングを適切に実施していることをチェックした後、実用炉審査部門の作業担当者とは別の者によるダブルチェックを行う。また、地震・津波審査部門でも同様に行う。ダブルチェック済みの当該文書を再度修正した場合は、修正箇所以外も含めて、再度ダブルチェックを行う。</p> <p>②要マスキング文書を公開する際、実用炉審査部門及び地震・津波審査部門における当該審査を担当する管理職(安全規制調整官等)は、公開するマスキング済みの当該文書について、各担当部門が抽出した箇所のダブルチェックが確実に実施されていることを確認する。</p> <p>③上記①及び②は、「特定重大事故等対処施設に係る審査結果の公開のためのマスキング作業チェックシート」を用いて行う。</p> <p>④上記①～③の手順及び当該手順が実施されたことを確認するための方法をマニュアル化する。</p>		

番号	2	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子炉設置の許可に係る変更届の受理に伴う文部科学大臣への写しの送付遅延		
内容	<p>炉規制法第 26 条第 2 項の規定に基づく届出があった場合、同法第 71 条第 6 項に基づく同法施行令第 62 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、届出の写しを遅滞なく文部科学大臣に送付しなければならない。しかし、令和 2 年 4 月 23 日付けの届出 3 件(STACY 施設、放射性廃棄物の廃棄施設及び JRR-3 原子炉施設。令和 2 年 4 月 27 日受理。)について受理した職員は、文書番号の取得及び原子力規制委員会ホームページの掲載手続はしたものの、文部科学大臣に送付するための決裁手続(管理官専決)を行うことなく、届出を個人で保管したままにしていた。</p> <p>その後、同年 7 月に、受理した職員は、当該届出の決裁手続を別の職員に依頼したが、依頼された職員も決裁を行うことを失念し、届出を個人で保管したままにしていた。同年 8 月 28 日に班内で未処理案件の照会があった際に、決裁手続を依頼された職員が当該案件について未処理であることを思い出し、同日に起案を開始した。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和 2 年 8 月 28 日に、届出の写しを文部科学大臣に送付するための決裁手続を開始し、同年 9 月 1 日に決裁が終了。同年 9 月 2 日に文部科学大臣宛て文書を文部科学省担当課に送付するとともに、文部科学省担当課に対し送付が遅延したことについて口頭で謝罪した。</p>		
是正処置	<p>平成 30 年 6 月 18 日に実施した要改善事項に基づく是正措置に基づき、以下の方法により是正処置を行うとともに、これらの対応に関する手順書を整備・運用する。また、これらの内容について、部門内会議等で定期的な注意喚起を行う。</p> <p>①試験炉班で接受した文書は、文書の内部処理の状況を確認するために、試験炉班内の管理簿に基づき管理を行う。</p> <p>②また、これらの進捗状況を共有するために管理簿を 1 日に 1 回の頻度で更新し、試験炉班、総括班にメールにて共有するとともに、部門内会議においてメールで共有された内容を確認する。試験炉班で接受した文書は、文書の所在不明や紛失を防止するため、試験炉班が管理する鍵付きロッカーで保管する。保管、持ち出しにあたっては、複数の試験炉班員でダブルチェックを行うとともに、文書管理状況を定期的に確認するため、週 1 回の頻度でロッカーの棚卸しを行う。また、班員の個人机等に保管している未処分の届出がないことを並行して確認する。</p> <p>③起案決裁終了後、関係省庁へ送付が必要な文書については、送付する内容物を試験炉班長が確認のうえ、速やかに送付する。また、文書を行政文書ファイルに綴じ込み、担当調整官及び試験炉班長に報告し、その状態を確認する。</p>		

番号	3	担当部署	情報システム室
件名	原子力規制委員会ネットワークシステムへの不正アクセス		
内容	<p>原子力規制委員会ネットワークシステム(以下「行政 LAN」という。)に対する、外部からの攻撃と思われる不正な通信(不正アクセス)を2020年10月26日17時38分頃に検知し、翌10月27日15時までの調査の結果、行政 LAN の一部サーバーに侵入された痕跡(ログ)を確認したものである。本事案の発生により、極めて長期にわたり外部とのネットワーク接続の切断を要することとなり、外部とのメールや資料の受渡しが煩雑になるなど、原子力規制委員会及び原子力規制庁の業務遂行に大きな影響を及ぼすこととなった。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和2年10月27日16時45分 内閣サイバーセキュリティセンターに報告 令和2年10月27日17時09分 警視庁麻布警察署に通報 令和2年10月27日17時44分 外部とのネットワーク接続を切断 令和2年10月27日21時06分 内閣サイバーセキュリティセンター CYMAT(情報セキュリティ緊急支援チーム)に支援要請 令和3年1月18日 テレワーク用のサービスを再開 令和3年3月23日 一部外部メールの送受信を再開 令和3年5月20日 原子力規制委員会臨時会において中間報告 令和3年9月8日 原子力規制委員会臨時会において最終報告 最終報告において、全面的なサービスの復旧は第3次原子力規制委員会ネットワークシステムの稼働をもって行うこととする旨報告をした。</p>		
是正処置	<p>2021年12月に稼働を開始した第3次原子力規制委員会ネットワークシステムにおいて、本事案を踏まえたセキュリティ対策を強化するとともに、情報セキュリティ体制を充実させることにより、本事案に対する是正処置とした。具体的には、セキュリティ上問題のない端末のみ行政 LAN への接続を許可するほか、不正アクセスや不正侵入の有無を運用事業者の監視チームが24時間リアルタイムで監視する体制を構築するなど、より厳格なセキュリティ対策を実施することとした。</p> <p>また、ユーザに対しても厳格な通信制御をかけ、万が一、再度の不正アクセスを受けた際の被害を最小限に留める構成にするなど、不正アクセス事案を踏まえた対策も講じたこととした。</p>		

番号	4	担当部署	専門検査部門
件名	使用前検査合格証における変更申請の接受日等の記載漏れ		
内容	<p>令和3年1月22日付けで電気事業法第49条第1項に基づき交付した九州電力(株)川内原子力発電所第2号機向け使用前検査合格証(原規規発第2101132号)について、同日夕刻に事業者より記載漏れがある旨の連絡を受け、内容を確認したところ、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類(以下、変更申請という)の接受日及び申請書番号に記載漏れがあることを確認した。</p> <p>上記の事象を受け、電子起案の内容等を調査したところ、起案した段階において以下の状態であったことを確認した。</p> <p>① 起案の伺い文においても、記載漏れのあった変更申請に関する記述がない。</p> <p>② 記載漏れのあった変更申請の電子データを、電子起案に添付していない。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年1月22日に事象確認後、同日中に、当部門安全規制管理官から原子力規制部長に当該事象を報告した。更に、同月25日、監査・業務改善推進室に当該事象の第一報を報告した。また、同月28日付けの使用前検査合格証の正誤表(原子規規発第2101285号)を、九州電力(株)に通知した。</p>		
是正処置	<p>令和3年1月22日に本件事象の発生後からは是正処置に取り組み、令和3年5月に運用手順書を見直すとともに、事務手続については、進捗管理リストの様式等の見直しを実施し試運用を進めた。事務手続については、令和3年9月1日の是正処置の方法の承認後に、令和3年9月13日に最終改正を行い、下記の是正処置が行える仕組みを整備した。</p> <p>1. 運用手順書において、起案担当者及び審査者のプロセスを以下のとおりとし、(受理した申請書及び変更申請書のPDFによる確認はせず)申請書及び変更申請書の原本を正とし確認を行うことを明確にした。なお、下線部分が明確にした手順となる。</p> <p>①起案担当者が、変更申請も含めた申請書の改訂履歴を事業者と相互に確認する。(申請の受理者、検査担当者及び起案担当者が必ずしも一致しないことから、念のため事業者へも確認する。その際、合格証(案)の作成に必要な情報は、転記等におけるミスを防ぐため汎用性のある電子情報で入手する。)</p> <p>②進捗管理リストを活用して変更文書番号を管理する。</p> <p>③使用前検査合格証の起案時に、起案担当者は、検査申請書及び変更申請書の原本が揃っていることを確認のうえ、GIMAにて起案作業を開始する。</p> <p>④起案は、紙媒体も平行して専門検査部門内で回覧する。</p> <p>⑤作成した合格証(案)について、起案担当者と審査者(班長又は班内担当者)とで読み合せをする。</p> <p>⑥起案担当者は、GIMAの付箋機能により班長(審査者)へ①の確認が終了した旨報告する。</p> <p>⑦班長(審査者)は、進捗管理リスト並びに検査申請書及び変更申請書の原本とGIMAの登録データを照合し、起案内容の確認を実施し、決裁する。</p> <p>2. 事務手続を改訂し、使用前検査の申請番号及び申請日を、進捗管理リストに登録し変更管理を行うようにする。</p>		

番号	5	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表		
内容	<p><経緯>令和3年1月21日に実施した日本原子力発電(株)との事業者ヒアリングの面談録について、担当者が議事要旨を作成し、令和3年2月2日に原子力規制委員会ホームページで公開した。令和3年2月5日に事業者から、当該議事要旨の中に非公開情報が記載されているとの連絡があった。連絡を受けた審査官がホームページ上で当該議事要旨を確認したところ、非公開情報が含まれていた。</p> <p><問題点>当該議事要旨の中に含まれていた非公開情報は、情報公開法第5条第2号イ及びロに従い不開示としている事業者の商業機密にあたる情報であり、公表にすることにより競争上の地位を害するおそれがあるものである。ヒアリング後に担当者がヒアリング資料を基に議事要旨を作成した際に、上記情報が非公開情報であることを見落とし、そのまま議事要旨に記載し、公開した。また、公開前に他の審査官や上司の確認を受けたが、担当者と同様に当該情報が非公開情報であることを見落とししていた。</p>		
要改善事項の処置	<p>事業者から連絡を受けた令和3年2月5日に、原子力規制委員会ホームページでの当該議事要旨の公開を直ちに停止した。同日、非公開情報を削除した議事要旨を公開し、是正した旨の連絡を事業者に行った。</p> <p>「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告するとともに、Warp(インターネット資料収集保存事業)上に当該面談録が保存されていないことを確認した。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	6	担当部署	技術基盤課
件名	事業者との面談に係る資料のホームページ公開の遅延		
内容	<p>令和2年12月24日に行った事業者面談について、令和3年2月19日に共有ドライブ内には面談録が格納されているにもかかわらず原子力規制委員会のホームページに掲載されていないことが判明した。</p> <p>年末の面談であったことから年明けすぐにホームページで公開すべきところ、面談録掲載の作業分担が曖昧だったことから約2か月掲載が遅れていた。</p>		
要改善事項の処置	未掲載の面談録について、令和3年2月22日にホームページに掲載した。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> ・面談実施前に、①面談年月日、②面談名、③作業担当者を明記した作業フォルダを作る。 ・作業担当者は、面談実施後に④面談録作成中、⑤確認中、⑥掲載作業中、⑦掲載完了の各作業段階を明記し、フォルダ名から作業状況の確認を容易にできるようにする。⑦に至った面談案件は、完了フォルダに移行し作業過程の面談録の確認を容易にできるようにする。 ・総括補佐等管理者は、①と④～⑥を比較し、作業に遅れがある場合には③に作業を促すとともに、⑤の面談録の面談出席者への確認が滞っている場合には、出席者に対して早急に確認するよう促す。 ・これらの方法及び運用を、課内職員全員に課内会議にて周知する。 		

番号	7	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力規制委員会報告資料における誤記		
内容	<p>令和3年度第1回原子力規制委員会(令和3年4月7日)で報告した「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」において、処分日等に誤記があったことが分かった。</p> <p>令和3年4月20日、原子力規制委員会の年次報告の各省協議において、文部科学省からの指摘により、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び工事の計画の認可の分割申請その7、その8の申請日が誤っていると指摘があり、原子力規制委員会報告資料の誤記の発見につながった。この後、原子力規制委員会報告資料において誤記がないかを改めて確認したところ、文部科学省から指摘された箇所のほか、保安規定変更認可の処分日の記載漏れなど、合計4箇所の誤記があったことが分かった。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年度第6回原子力規制委員会(令和3年4月28日)において、配布資料として、「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況についての修正について」を原子力規制委員等に配布し、原子力規制委員会報告資料に誤記があったため修正手続きを取る旨を報告した。その後、既に原子力規制委員会ホームページで公表されている「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」の資料について、誤記があったため朱記修正し、差し替える旨を注記し、修正版の資料と差し替えた。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	8	担当部署	人事課
件名	人事院協議に係る文書提出の遅延		
内容	<p>令和3年4月、研究職の昇格に関する協議についての人事院担当者とのやりとりの中で、行政職から研究職への俸給表異動に関する人事院協議に係る書類の提出が滞っていることが判明した。詳細を確認したところ、経緯は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月 行政職から研究職への俸給表異動に関する人事院との事前協議 ・令和2年7月 事前協議に基づき人事院協議に関する文書を提出 ・令和2年9月 人事院から7月に提出した文書への修正依頼(級のみ協議から級号俸の協議への変更)があり、協議文書の修正が必要となった ・令和3年4月 人事院から、本件該当者を含む研究職の昇格に関する協議書のやりとりを進めるに当たって、本協議文書の提出について確認があった <p>なお、俸給に関する協議案件の発令行為は、人事院の事前了解をもって行ってきており、本協議文書の提出が遅れたことによる本人への不利益は生じていない。また、該当者を含む研究職7人の昇格に関する協議についても、人事院の事前了解をもって実施しており、本人への不利益は生じていない。</p>		
要改善事項の処置	人事院から修正依頼があった行政職から研究職への俸給表異動に関する人事院協議に係る文書を起案・決裁(令和2年7月に提出した文書は廃案)し、令和3年5月10日に人事院に提出。		
是正処置	<p>① 令和3年4月から、給与班の体制を4人から6人へと強化(俸給・定員L3人、手当L3人)</p> <p>② 給与班を統括する者(企画調査官、班長)が各班員の業務量と進捗状況を適切に把握し、円滑な業務対応について管理する。また、各担当者は各種発注について、期限の有無や急務性について確認し、作業スケジュールを明確にし、遵守する。</p> <p>③ 俸給・定員Lにおいては定期的にミーティングを行い、定常業務の状況、懸案と対処方針等を情報共有する。</p>		

番号	9	担当部署	核燃料施設等監視部門
件名	USB メモリの一時的な所在不明		
内容	<p>令和3年4月21日朝、研修場所の六ヶ所原子力規制事務所において、USB メモリを入れた筆入れがカバンの中に見当たらないことを認識した。直ちに立ち寄った場所を捜索したが、見つからなかったため、捜索が終わった4月22日昼過ぎに USB メモリを紛失したと判断し、速やかに所属課に報告するとともに警察に遺失物届を行った。</p> <p>その後、5月7日に原子力規制事務所内で清掃員がソファの下に落ちていた USB メモリを入れた筆入れを発見したとの連絡があったが、約2週間に亘り USB メモリが一時的に所在不明となる事態が生じた。</p>		
要改善事項の処置	所在不明を認識後、直ちに立ち寄った場所(原子力規制事務所内、宿泊部屋、利用したタクシー、立ち寄った店)を捜索するとともに、速やかに警察に遺失物届を行った。		
是正処置	<p>情報セキュリティの重要性及び行政文書の取扱いについての理解の徹底を図るため、関連する研修の受講等を促すとともに、紛失しやすい形状の USB メモリに目立つストラップを装着することで、落下等による紛失防止の対策を実施した。</p> <p>また、これまで運用してきた USB メモリ借用のエクセル表での管理に加え、紙面による貸出票を作成し記入を義務付けることで借用者の管理意識を高めるよう醸成し、借用時には総括係への声かけをさせることで、その認識の深度をさらに深める運用に見直した。</p>		

番号	10	担当部署	監視情報課
件名	東日本大震災復興特別会計の移替えの手續きに係る不備		
内容	<p>監視情報課で執行している予算のうち(目)「放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費」の(イ)令和3年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査事業)及び(ロ)令和3年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(80km圏内外における航空機モニタリング事業)は、東日本大震災復興特別会計で復興庁が予算を管理している事業である。別の省庁で管理している予算を執行する場合は、財務省の予算の執行の移替え(復興庁から原子力規制庁へ)協議を経て予算の執行が可能になる。</p> <p>今般、要改善事項として以下2つの事項が発生した。</p> <p>① 令和3年3月2日に、4月1日から予算の執行を予定している事業について復興庁からの予算の移替え協議の登録依頼があり、3月9日の期日までに登録を行った。この際に、本来、(イ)及び(ロ)の登録を行うべきだったところ(イ)を失念し(ロ)しか登録しなかった。</p> <p>② ①を受けて、3月26日に再度の移替え協議を財務省に対して行い、(イ)を追加登録したものの、予算どおりの金額を登録したため、登録した金額が実際の予算執行に必要な金額よりも過少であった。</p> <p>背景として、①については課内の(イ)に係る資料等の確認が不十分であったこと、②については従前より予算額と執行額の乖離を放置していたことがあげられる。</p>		
要改善事項の処置	<p>①については、3月25日に登録漏れに気づき、会計部門と調整をした上で、3月26日に財務省に経緯の説明を行い、登録の了解が得られ、4月1日から予算を執行できるようになった。</p> <p>②については、5月27日に(ロ)の額を調整し、不足分の約20,000千円分の予算を工面し、(イ)を実施できるようにした。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	11	担当部署	実用炉監視部門 核燃料施設等監視部門
件名	原子力規制検査の結果の通知文のホームページ掲載未実施		
内容	<p>実用炉監視部門及び核燃料施設等監視部門は、令和2年度に原子炉等規制法に基づき原子力規制検査を実施し、各事業者等に令和2年度各四半期の原子力規制検査報告書と、その通知文を交付した。この際、各四半期の原子力規制検査報告書をホームページに掲載していた一方で、報告書の通知文をホームページに掲載していなかった。</p> <p>この点は、原子力規制委員会ホームページ運用規定書の2.2掲載基準(5)において、「規制法令及び通達に係る文書」に掲載する情報として原子炉等規制法令に基づき原子力規制委員会から事業者へ交付した文書があることに照らすと、不適合事象であると考えられる。</p>		
要改善事項の処置	令和2年度第1四半期～第4四半期の通知文を「規制法令及び通達に係る文書」のホームページに掲載した。		
是正処置	令和3年度以降においては、原子力規制検査の報告書を公開する際に、報告書pdfの1枚目に通知文を添付することとし、報告書掲載と通知文の掲載をひとまとまりにすることで、通知文の掲載漏れを防ぐこととする。		

番号	12	担当部署	核燃料施設等監視部門
件名	令和2年度の秘密文書管理簿の未作成		
内容	<p>令和3年5月18日に総務課文書班から令和2年度末時点での秘密文書管理簿状況調査依頼があり、核燃料施設等監視部門が所持している秘密文書管理簿を調査し、令和2年度における秘密文書管理簿を作成していないことが判明した。</p> <p>なお、令和2年度中に受領した秘密文書は全て施錠管理された書庫に保管され、文書の取扱は秘密文書取扱職員に指定されている者以外は行っていないことを確認した。また、決裁処理にあたっては、秘密指定されている情報が記載されていない文書を用いて起案しており、適切に情報管理していたことを確認した。</p> <p>令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への対応のため、申請が予定されていたものが延期又は中止されたことや、部門内職員の在宅勤務等により秘密文書管理簿への情報反映が適切に行われなかったことから発生したものと考えられる。</p> <p>当該事案は、原子力規制委員会秘密文書管理要領の第6条(秘密文書管理簿)に定められる要求を満足しないものである。</p>		
要改善事項の処置	<p>秘密文書に指定すべき申請等を受領した場合は、直ちに総括班に情報共有することを部門内に周知する。また、部門の業務計画に「秘密文書管理簿の作成・更新」を明示的に記載し、失念防止を図る。</p>		
是正処置	<p>令和3年度核燃料施設等監視部門の業務計画管理表に「秘密文書管理簿の作成・更新」を明示的に記載することにより、当該作業が必須の業務であることを強く関係者に認識させるとともに、令和3年度以降は、秘密文書管理簿への登録の決裁が完了していない事案については当該決裁が完了するまで当該事案に係る他の決裁を総括班で止めつつ、秘密文書管理簿への登録の決裁を完了するよう担当者に促し、秘密文書管理簿が未作成のままにならないように、決裁に係る運用を見直した。</p>		

番号	13	担当部署	研究炉等審査部門
件名	申請書の取下げに係る決裁手続の未処理事案の発生及び申請書の誤廃棄		
内容	<p>令和3年4月6日に、令和2年3月30日付けで日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」)から提出のあった2件の文書について、未決裁のまま試験炉班の行政文書ファイルに綴じ込まれていることが判明した。また、取下げ請求のあった申請書の扱いについては、「申請の取下げに係る決裁手続について(事務連絡)」に基づき、申請者に返却しなければならないとされていたところ、当該申請書を令和3年4月5日に担当者の判断によりシュレッダーにより誤廃棄していたことが判明した。</p> <p>その後、同様な事案がないことを確認する目的で、試験炉班において過去5年分の取下げ請求のあった申請書等の扱いについて調査した結果、上記に加えて、申請書の誤廃棄1件、取下げ願の決裁未了2件、文書管理システム上の処理手続未了11件が判明した。</p> <p>上記により、本件を所管する試験炉班において、合計で申請書の誤廃棄3件、取下げ願の決裁未了4件、文書管理システム上の処理手続未了11件が判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年4月9日に、JAEA安全・核セキュリティ統括部長に対し、令和2年3月30日付けで取下げ請求のあった申請書を誤廃棄したことについて経緯を説明した。</p> <p>また、取下げ願の決裁未了4件については、全ての決裁を完了するとともに、文書システム上の処理手続未了11件については、文書管理システム上で取下げ願と取下げのあった申請書の関連付けの処理手続きを完了した。</p>		
是正処置	<p>申請書の誤廃棄について、取下げ請求のあった申請書を返却しない方針(令和3年4月)となったことから、誤廃棄を引き起こす潜在的要因は解消されたものの、行政文書の管理にあたって以降に同様の事案を起こさないようにするため、以下の是正処置を行う。</p> <p>①未処理文書の管理にあたっては、未処理文書のみを保管するための鍵付きロッカーを設置し、未処理文書の保管場所を明確にする。また、未処理文書の処分状況に係る進捗管理については、以前に発生した要改善事項(原子炉設置の許可に係る変更届の受理に伴う文部科学大臣への写しの送付遅延)に基づく是正処置を適用するとともに、これらの進捗状況を部門内会議において報告する。</p> <p>②行政文書ファイルのラベルについて、規制庁発足時以降に作成した班内の行政文書ファイルを対象として、行政文書毎に行政文書ファイルのラベルを刷新し、ラベルだけでファイルに綴じられている行政文書を特定できるようにする。</p> <p>③行政文書の管理は、担当調整官及び担当班長が主体的に行うことを改めて徹底するとともに、担当調整官及び担当班長の文書管理の状況を部門内会議において文書管理者及び文書管理担当者が確認する。また、行政文書の取扱いに関する是正処置について、部門内会議及び安全文化の醸成活動意見交換会において啓発を行う。</p>		

番号	14	担当部署	保障措置室
件名	立教大学原子力研究所の計量管理規定の変更		
内容	<p>令和3年2月19日付で、立教大学原子力研究所の計量管理規定の変更認可に係る補正申請を受け、同年3月30日、原子力規制委員会は同申請を認可した。しかしながら、決裁に用いた新旧対照表は、立教大学から提出があった2月19日付け申請書ではなく、保障措置室担当者が共有フォルダにあった類似の新旧対照表（決裁版：間違っ作成した新旧対照表）をアップロードしたものであり、条ずれなどの誤った変更が発生した。</p> <p>加えて、担当者の事業者に対する助言が適切でなく、保障措置室においても適切な確認が行われなかったため、本来変更する必要のない箇所（主要測定点（KMP）や実在庫量の確認（PIT）の期間等）が変更されてしまった。また、事業者の既存の計量管理規定に誤字があり、今回の変更でも適切な修正が行われなかった。</p> <p><立教大学の計量管理規定の再変更が必要な主な箇所></p> <p>① 条ずれの誤り（4点）：第48条（2か所）、第62条、別表第6</p> <p>② 施設附属書（FA）と合致していない（2点）：</p> <p>（ア）主要測定点（KMP）：原子炉にもかかわらずLOF（使用施設）相当に変更。</p> <p>（イ）実在庫量の確認（PIT）：FAでは、「およそ12か月」とされているが、「14か月を超えない」場合も認めるように変更。</p> <p>（変更申請があったにも関わらず、変更が行われなかった箇所）</p> <p>③ 役職の変更（1点）：2月19日付け申請書では「管理室員」と変更されていたが、決裁版では「運転班長」のままとなっていた。</p> <p>（変更申請に漏れのあった箇所）</p> <p>④ 誤字（1点）：「計量管理責任者」と変更すべきところ、変更の申請がなく、「計量管理責任者」のままとなっていた。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年3月30日の認可行為は、事業者からの申請に無い内容を含むものであり、意思決定に重大な瑕疵がある。このため、本件変更認可は、原子力規制委員会の職権により取り消すこととした。変更認可を取り消すための決裁（専決処理）を行い、立教大学に対し3月30日の認可を取り消す旨、5月17日に通知した。（この結果、本件については、2月19日付け申請の審査中の段階に復することとした。）</p> <p>同時に、立教大学に丁寧に事情を説明した上で、適切な計量管理規定の内容に変更するための補正申請を受け、認可のための決裁手続を行うこととした。</p>		
是正処置	<p>① 異動・退職を控えた職員が抱える仕掛かり案件を上司が正しく管理し、異動・退職前に終了させようとする業務命令やプレッシャーを与える環境を避け、適切に後任に引き継ぐように室内会議で周知する。</p> <p>② 審査の際の正しい事務処理方法や、起案者及び決裁者の文書管理に係るルールを再度徹底するために、室内の認可業務担当者全員で公文書管理研修資料を再学習するとともに、認可手続における文書管理の意識定着のための自由討議を行う。また、保障措置室内で起案用チェックリストを作成し、室内の起案者及び決裁者が確認すべき項目をそれぞれ明確にすることで確認漏れを防ぐ。</p>		

番号	15	担当部署	総務課
件名	取下書の提出があった申請書の取扱に係る内規の制定遅れ		
内容	<p>取下げ願の提出された申請書については、「申請の取下げに係る決裁手続きについて(事務連絡)」に基づき、原則として申請者に返却することとしていた。</p> <p>平成 30 年頃、申請書の返却をしない運用に変更する議論が行われ、新たな内規を制定する方向で総務課及び法令審査室で検討していたが、担当者の業務多忙により作業が中断され、令和元年 8 月の総務課総括係長の人事異動により案件が引き継がれた。</p> <p>令和 2 年 10 月まで担当者の業務多忙により検討が困難な状況が続いていたが、原課から平成 27 年事務連絡に基づき取下げに係る決裁が回付されたことを機に、改めて申請書を返却しないこととする方針を確認し、当該取下げに関しては口頭の指示により申請書を返却せず処理させた。</p> <p>令和 3 年 4 月、原課で取り下げられた申請書を廃棄していた事案の発覚を機に、その時点で内規が未制定であることが確認された。</p>		
要改善事項の処置	令和 3 年 6 月 16 日に「取下書の提出があった申請の取扱要領」を新規制定した。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに総務課総括班の業務進捗表を策定し、毎週更新して総括班内で共有することで、各班員の業務の進捗状況を班全体で把握できるようにした。 ・新たに制定した「取下書の提出があった申請の取扱要領」について、運用上支障がないか引き続き確認していくこととした。 		

番号	16	担当部署	核燃料施設審査部門
件名	交付済の使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明通知書における誤記		
内容	<p>令和元年 5 月 8 日付けで日立 GE ニュークリア・エナジー(株)から申請のあった使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式指定に関する決裁準備を行っていた際、平成 31 年 3 月 26 日付けで同社に交付した使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明通知書(原規規発第 1903259 号)において、誤記があることを発見した。</p> <p>(誤)「…、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 43 条の 26 の 2 第 1 項の規定に基づき、特定容器等の型式の設計について承認します。」</p> <p>(正)「…、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 43 条の 26 の 2 第 1 項の規定に基づき、特定容器等の型式の設計について型式証明を行います。」</p>		
要改善事項の処置	令和 3 年 5 月 27 日に当該型式証明通知書の誤記を修正するための決裁を完了し、同日付で当該型式証明通知書の正誤表を申請者に通知済。		
是正処置	<ol style="list-style-type: none"> ①決裁の前に通知書等に記載する条項、法令用語について担当者が十分な確認をする。 ②担当者が作成、確認した通知文を班内で読み合わせ、確認した後に決裁を開始する。 ③決裁途中で通知書等の記載の修正が生じた場合には、担当者はその修正内容を班内に共有し、再度①②のプロセスを経た後に決裁を再開する。 		

番号	17	担当部署	地震・津波研究部門
件名	秘密文書の指定に係る決裁の失念		
内容	<p>令和3年5月18日に、総務課公文書監理・情報化推進室から、庁内全課室を対象とした秘密文書管理状況調査に関する連絡メールが配信された。これを受け、地震・津波研究部門では、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という)及び原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という)に照らし、現在これらの規則及び要領に基づいて保管している7件の行政文書について調査を実施した。</p> <p>その結果、これらの行政文書は、規則第29条(秘密文書の管理)に基づいた秘密文書の指定に係る手続きが行われていないことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	秘密文書として必要事項が定められていなかった行政文書に対して、秘密文書の指定に係る起案を施行し、令和3年6月28日付 原規技発第2106284号で秘密文書管理簿の登録及び秘密文書取扱職員の登録が完了した。		
是正処置	<p>①総括及び文書管理取扱職員は、管理要領の改正時や組織改編時には、秘密文書の管理状況を確認する。</p> <p>②人事異動等で総括または文書管理取扱職員が交代する際には、秘密文書の管理状況の引継ぎを確実にを行う。</p> <p>③総括及び文書管理取扱職員は、行政文書の管理に関する研修及び点検・監査を受け、これらを通じて部門全体で文書管理を確実に実施していく。</p>		

番号	18	担当部署	技術基盤課
件名	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ		
内容	<p>令和3年3月頃、技術基盤課が保有する特定重大事故等対処施設に関する6件の行政文書について、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という)第29条(1)に基づき秘密文書としての区分を変更するための起案を作成していたところ、当該行政文書が規則第29条(1)及び(2)に基づく指定がなされていないことが判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、当該行政文書は平成24年及び平成26年に作成されており、規則及び原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という)に秘密文書の管理に係る規定が追加された時期(平成27年4月1日)以前に策定されたものであることが分かった。規則及び要領の施行後は、それぞれに準じた文書管理を行っていたものの、秘密文書としての指定がされていない状態であった。</p>		
要改善事項の処置	6件の行政文書について、令和3年5月14日に規則第29条(1)に基づく秘密文書の指定及び同条(2)に基づく必要事項を定めるための起案を施行し、秘密文書として登録した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	19	担当部署	技術基盤課
件名	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法		
内容	<p>令和3年5月頃、総務課公文書監理・情報化推進室から指示のあった令和3年度秘密文書管理状況調査に基づき、技術基盤課が保有する秘密文書について確認を実施した。その際、技術基盤課の保有する秘密文書のうち、特定核燃料物質の防護に関する情報を含む文書(令和元年9月13日第29回原子力規制委員会臨時会「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障対策について」)が実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存されており、技術基盤課長の管理下にないことが判明した。これは、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)で定める行政文書ファイル管理簿の保存場所と異なる場所の保存であり、更に原子力規制委員会行政文書ファイル等保存要領に則さない運用である。また、令和元年9月13日に当該秘密文書が作成されて以降、規則第29条(2)に基づく取扱職員等の情報が更新されていないことも判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、令和元年9月頃に当該秘密文書を保存するにあたり、技術基盤課は原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)第7条(4)の要求を満たす保存環境を有していなかったため、保存環境が整うまで暫定的に実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存したものであることが分かった。しかし、当該秘密文書はクローズド LAN 上から取り出されることは無く、技術基盤課担当者の異動に伴いその存在が失念された状態であった。なお、秘密文書の保存方法は、要領第7条(4)の要求を満たしており、問題はない。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該秘密文書は特定核燃料物質の防護に関する情報を含むものであることから、技術基盤課の必要な職員に「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」第3条に基づく信頼性確認を受けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該秘密文書取扱職員名簿を更新する。なお、取扱職員は必要最小限の人数とする。 ・信頼性確認及び秘密文書取扱職員指定を受けた当該職員が、実用炉審査部門のクローズド LAN 上から当該秘密文書を印刷し、紙媒体の形で技術基盤課の管理する金庫に保存し、クローズド LAN 上の文書は削除する。 		
是正処置	是正処置実施中		

番号	20	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページへの非開示情報の掲載		
内容	<p>令和3年7月30日に実施した日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」)大洗研究所(南地区)に関する面談資料のホームページ掲載に際して、マスキングされた公開資料ではなく、マスキングされていない非公開資料を誤掲載した。</p> <p>【誤掲載内容】 面談で使用した資料中のマスキングされるべき非開示情報(施設内の配置図等)を掲載</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・誤掲載された面談資料をホームページ上から直ちに削除し、JAEA 安全・核セキュリティ統括部長に事案の説明と謝罪を実施。(8/16 済) ・誤掲載された情報は核物質防護情報を含むことから、核セキュリティ部門に対し対処方針を相談。核セキュリティ部門が事業者を確認した結果、本件の情報は、管理すべき情報であるものの、核物質防護措置上の詳細な情報はなく、秘密の情報には該当しないことから、核物質防護上、大きな影響はないものと判断。(8/17 済) ・誤掲載期間中におけるアクセスログ解析の結果、当該期間中における関係者(原子力規制庁、原子力機構)以外のアクセスがないことを確認し、その旨を核セキュリティ部門及び JAEA 安全・核セキュリティ統括部長に報告。(8/17 済) ・WARP(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業)上に当該面談資料が収集されていないかについて確認した結果、国立国会図書館から当該面談資料は収集されていない旨の回答を受領。(8/26 済) 		
是正処置	<p>以下の是正処置を行う。是正処置の内容については、マニュアルに追記し、担当者の異動時にも適切に引継ぎを行う。また、本件に係る対応について、部門内会議で周知するとともに、安全文化の醸成活動に関する意見交換会において、これらの有効性について議論する。</p> <p>【ファイルの保存方法の不備】</p> <p>①審査担当者は、使用者から受領したファイルについて、ホームページ掲載資料を含む行政文書を適切に保管管理するため、公開ファイルと非公開ファイル、非開示情報の有無が識別できるような適切なファイル名の記載となっているかどうか確認を行う。ファイル名が適切な記載ではない場合、使用者に対して、ファイル名を適切に記載するよう指導する。</p> <p>②使用者から受領したファイルについて、審査担当者は、ファイル名の文頭に公開ファイルと非公開ファイル、非開示情報の有無が記載されていること、公開フォルダと非公開フォルダを作成しそれぞれ公開ファイルと非公開ファイルが区別して保存されていることを確認する。</p> <p>【ホームページ掲載資料の確認不備】</p> <p>①ホームページに資料を登録する際には、非開示情報を特定するためのチェックシートを作成し、マスキングがなされている資料(公開ファイル)が掲載されているかを確認する。チェックシートは審査担当者が作成し、HP 掲載作業を行う事務補佐職員に提出する。事務補佐職員は、誤って非公開ファイルを掲載されていないかの確認を受ける。</p> <p>②審査担当者による確認を終えた後、事務補佐職員からファイル提出を行う。総括班はチェックシートを確認した上で、ホームページ掲載の承認を行う。</p>		

番号	21	担当部署	研究炉等審査部門
件名	京都大学臨界実験装置(KUCA)におけるトリウムの貯蔵に係る手続き漏れ		
内容	<p>京都大学から、複合原子力科学研究所臨界実験装置において、低濃縮ウランを追加するための設置変更承認申請が令和元年5月になされた。</p> <p>審査において、核燃料物質貯蔵施設における燃料の貯蔵状況を確認したところ、ウランについては設置変更承認申請における核燃料物質貯蔵設備である燃料貯蔵棚のバードケージに適切に貯蔵されていたものの、トリウムについては臨界管理が不要なことから、そのバードケージではなく、燃料室内の保管庫に保管しているとの説明を受けた。</p> <p>これを受け、トリウムの貯蔵に係るこれまでの許認可手続きを確認したところ、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(試験炉則)」、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(許可基準規則)」、及び「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(技術基準規則)」における要求事項に対して、既承認の設置承認申請、設計及び工事の計画の承認申請、及び保安規定承認申請においてトリウムの貯蔵に係る記載がなされておらず、過去の規制機関の審査においても、トリウムの貯蔵に対しての確認がなされていなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>京都大学との面談を行い、トリウムの貯蔵に関する安全上の措置について説明を受けた(令和3年8月5日)。さらに、この説明を踏まえ、原子力運転検査官が、トリウムの貯蔵に係る現状及び過去の記録の確認等を行い、これらの結果から貯蔵されているトリウムは臨界に達するおそれがないものであること、保管庫は燃料体を貯蔵することができる容量を有するものであることを確認した(令和3年8月11日、12日)。</p> <p>上記の確認結果を踏まえ、原子力規制委員会にトリウムの貯蔵に係る手続き漏れを報告するとともに、今後の対応方針として、トリウムの貯蔵に係る許認可手続きを早急を実施させることを諮り、了承を受けた(令和3年8月25日)。あわせて、京都大学に対し、トリウムの貯蔵に係る許認可手続き(核燃料物質貯蔵施設としてトリウム燃料保管庫を追加する等)を早急を実施するよう、審査会合で伝達した(令和3年8月31日)。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>本要改善事項が発生した昭和47年当時においては、許可基準規則及び技術基準規則のような基準はなかったが、現在は、試験炉規則、許可基準規則及び技術基準規則が整備され、条文毎に規制要求が整理されており、とりわけ、設置(変更)許可申請の審査においては、「試験炉規則第1条の3(試験研究用等原子炉の設置の許可の申請)」において、核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力を記載すること及び「許可基準規則第16条(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)」において、燃料体等の貯蔵施設は燃料体等を貯蔵することができる容量を有するものとする等ことを明示的に要求しており、これらの適合性を確認している。また、設置(変更)許可申請の審査においては、審査の漏れ防止を目的に、適合条文の説明の要否について確認を行っており、不要とした条文については理由を確認している。さらに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設(NSRR)の設計及び工事の方法の認可の申請漏れ等を踏まえ、原子力施設に係る審査全般の改善策として、設置変更許可において審査の漏れの防止、施設の特徴に応じた審査を適切に行うため、これから新規制基準適</p>		

合性審査結果をとりまとめるものについて、審査で確認した事項を整理し、以後の審査において活用する運用※1を行っている。

なお、上記を含む関係法令を踏まえた審査体制や審査の進め方は、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」として内規をとりまとめ、手続き漏れがないことも確認する運用を行っている。

以上を踏まえて、現行既に上記の審査制度が整備され、適切に運用されており、申請時に今回のような事業者の不備が仮にあっても、審査の際に発見できる体制が確立しているため、本件に対する是正処置を不要とした。

※1: 令和元年度 第64回原子力規制委員会 資料4「原子炉施設に係る審査全般の改善策について(第2回)」参照

番号	22	担当部署	実用炉審査部門
件名	設置許可変更届出の写しの送付遅延		
内容	<p><経緯></p> <p>令和3年3月18日に、日本原子力発電(株)から、原子炉等規制法第43条の3の8第3項の規定に基づき、「敦賀発電所原子炉設置許可に係る工事計画変更届(以下「変更届」という。)」が提出された。担当者は、「実用発電用原子炉に係る安全審査執務要領(実用炉審査部門内規)(以下「安全審査執務要領」という。)」に基づき、ホームページ掲載等の必要な手続を実施したが、経済産業大臣に写しを送付するための決裁手続処理を失念し、実施しなかった。</p> <p>令和3年5月中旬に、担当者が所属するチームの職員が、部門内資料「申請・届出リスト」を更新する際に、本変更届の決裁手続が行われていないことに気付き、担当者に口頭で指摘したが、担当者は再び処理を失念し、決裁手続を実施しなかった。令和3年6月30日に、担当者は、自身の異動に伴う書類整理の過程で本変更届を発見し、所属するチームに処理を失念していたことを報告した。</p> <p><問題点></p> <p>原子炉等規制法の施行令第62条第2項には、「原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。」と規定されているが、担当者は経済産業大臣への送付手続を行っていなかった。</p> <p>「申請・届出リスト」の更新作業を担当している職員は、本件の処理について、担当者に口頭で指摘し、速やかに処理する旨の回答を得たことによって、「申請・届出リスト」の更新を行ったため、記載が実際の状況と異なっていた。</p> <p>所属するチームの管理職は、「安全審査執務要領」に基づく処理台帳ではなく、部門内の資料(審査企画班会議配布の申請・届出リスト)で、本変更届を含む申請及び届出の処理状況を確認していた。</p>		
要改善事項の処置	<p>送付が遅れていた届出の写しについては、確認の上、令和3年7月1日に決裁手続を開始し、7月8日に決裁が完了した。その後、7月9日に、経済産業省担当課に対し、届出の写しを送付するとともに、送付が遅延したことについて口頭で謝罪した。</p> <p>担当者が所属するチームの管理職は、受理した届出を法律施行令に基づき確実に処理するようチームの職員に指示した。また、「安全審査執務要領」を踏まえ、申請及び届出の処理状況を部門内の資料だけでなく処理台帳にて確認・管理するよう認識を改めるとともにチーム内の職員に周知し、自チーム内における確認体制を整備した。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>既に上記の措置を行っていること、また、「安全審査執務要領」において、必要な手続きの実施方法、処理状況を管理するための処理台帳等が既に整備されており、本件を踏まえ当該執務要領を変更する必要はないことから、本件に対する是正処置は不要と判断した。</p>		

番号	23	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備		
内容	<p>○事象1(新検査官証等の紛失)</p> <p>原子力規制検査を行う職員は、原子力規制検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第61条の2の2第4項。以下「検査官証」という。)、立入り検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第68条第5項。以下「立入検査官証」という。)及び特定核物質防護等に関する秘密の取扱職務時に携帯する信頼性確認済証(原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令第10条)を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示することとなっている。</p> <p>令和3年8月25日に、原子力規制事務所(以下「事務所」という。)の職員1名より、実用炉監視部門に対して、検査官証及び立入検査証の所在が不明になっている旨の連絡があった。その後、捜索をしたものの発見に至らなかった。</p> <p>これを踏まえ、令和3年9月6日に、検査監督総括課より実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門及び専門検査部門の職員に対し、検査官証、立入検査証及び信頼性確認済証の現物確認と結果の報告を指示し、令和3年10月6日時点でさらに職員2名の紛失が判明した。</p> <p>なお、本事象の前(令和3年4月)にも職員1名の検査官証の紛失が発生しており、再発行の処理をしている。</p> <p>また、過去に所属していた職員(令和2年4月1日から令和3年10月6日の間に異動したもの)については調査中である。</p> <p>○事象2(旧検査官証の処理)</p> <p>原子力規制検査が令和2年4月1日に施行され、これによって効力を失った検査官証及び立入検査証(以下「旧検査官証等」という。)は検査監督総括課で回収を行ったが、旧検査官証等を全て回収したか現在も確認中、また、回収後の処理(廃棄等)作業も残っている。なお、旧検査官証等(令和2年4月1日より前に回収されたものを含む。)の手続きに係る所掌が不明確であったが、現在は検査監督総括課にて行うこととしている。</p>		
要改善事項の処置	<p>事象1</p> <p>紛失した職員について、検査監督総括課において原子力規制委員会が交付した検査官証及び立入検査証の原子力規制委員会の印影を抹消扱いとして失効させ、併せて、同職員に対し、検査官証等を改めて発行する。信頼性確認済証は人事課において再発行の手続きを行う。※なお、信頼性確認済証を検査官等が常時携帯する必要はないことから、確認済証自体の発行を取りやめることとし、令和4年3月に関係の訓令を改正した。</p> <p>事象2</p> <p>旧検査官証等は検査監督総括課において保管している。なお、旧検査官証等は令和2年4月1日に施行された改正原子炉等規制法の改正前の規定に基づくものであり、現在使用することはできない。失効等の事務手続きの要否については、今後検討する。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	24	担当部署	監視情報課
件名	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合		
内容	<p>平成 23 年 3 月 11 日の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを実施するために策定された総合モニタリング計画に基づき、関係府省や地方公共団体、原子力事業者が連携してモニタリングを実施している。当該計画において、海域モニタリングを実施する上での検出下限の目標値が定められており、原子力規制委員会を含むモニタリング実施者は、検出下限値が当該目標値以下となるよう海域モニタリングを実施することとしている。</p> <p>原子力規制委員会が実施した福島県沖海底土中のストロンチウム 90 の分析のうち、令和2年5月から令和3年5月までに採取した分について、検出下限値が目標値より大きい値で分析し、公表していたことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・分析機関が試料中の放射線量を測定した際、総合モニタリング計画で定められた検出目標値を導出するために十分な長時間測定したデータを取得し、現在まで保存していたため、当該データを使用して検出下限値(※)が目標値以下となるよう再解析を行った。 ※測定対象試料の測定時間を長くすると、測定対象の検出下限値が小さくなる。 ・再解析で得られた分析結果を、原子力規制委員会の放射線モニタリング情報のホームページで公表した。 		
是正処置	是正処置実施中		

番号	25	担当部署	人事課 放射線防護企画課
件名	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載		
内容	<p>放射線審議会委員の人事に関し、14名の委員のうち5名の任命(再任)について、令和3年度第3回原子力規制委員会(令和3年4月14日)で決定された。これを受け、令和3年5月24日に放射線防護企画課の担当者Aから人事課の担当者Bに対し、5名への発令手続きを依頼した。</p> <p>令和3年6月6日、Bは辞令案を作成するにあたって、辞令に記載すべき内容をまとめた一覧表を作成し、Aに確認を依頼した。放射線審議会委員の任期が2年であるため(※)、任期満了日を令和5年6月14日とすべきところ、一覧表には1年短い令和4年6月14日と記載されていたが、確認依頼を受けたAは気が付かず、Bに修正意見がない旨回答した。そのためBは一覧表のとおり、起案、決裁を行った。放射線防護企画課においても送付時点に発令内容を確認することなく、辞令を各委員へ送付した。</p> <p>令和3年11月9日に、放射線防護企画課において、放射線審議会総会の謝金の支払い手続き書類に添付された辞令の写しを確認した際に、任期が誤っていることに気がついた。</p> <p>(※放射線障害防止の技術的基準に関する法律第7条第4項)</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年6月9日付け決裁の「放射線審議会委員の任命について(令和3年6月15日付け)」の修正起案を行い、令和5年6月14日までを任期とする辞令を再度発出する。</p> <p>辞令の再交付に係る放射線審議会の各委員に対する説明は、放射線防護企画課において行う。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	26	担当部署	総務課監査・業務改善推進室
件名	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定		
内容	原子力規制庁で取り扱う秘密文書は、「原子力規制委員会秘密文書管理要領」に基づき、当該秘密文書の取扱職員の範囲を秘密文書管理簿に記載することになっている。監査・業務改善推進室で令和3年12月に行政文書の自己点検を行ったところ、平成29年8月18日付けの秘密文書に関する秘密文書管理簿に、当該秘密文書の指定当初から取扱職員の範囲が記載されていないことが判明した。		
要改善事項の処置	現時点の監査・業務改善推進室の職員のうち、当該秘密文書を管理すべき者を定め、秘密文書管理簿に記載するために必要な手続きを実施した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	27	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表		
内容	<p><経緯></p> <p>平成31年3月25日付けの伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の認可に係る審査結果(以下「審査書」という。)について、公開版審査書を作成し、令和3年9月21日に原子力規制委員会ホームページで公開した。令和3年9月29日に、実用炉審査部門審査官が2種類の非公開情報(施設の名称及び施設の構造設計方針に係るもの)のマスキング漏れを発見した。</p> <p>今回マスキング漏れをしていた部分は、申請者が工事計画認可申請書(以下「申請書」という。)において情報公開法第5条第4号に従い不開示情報としていた部分であったため、本件検知後すぐに当該審査書のホームページ公開を停止している。</p> <p><問題点></p> <p>HP掲載停止後、要因特定のため作業経過を確認した結果、本件の問題点は、①作業着手段階で、実用炉審査部門の「実用発電用原子炉に係る安全審査業務執務要領」(以下「安全審査執務要領」という。)の中から参照可能な作業マニュアルを抽出して適用する等の作業手順を整理していなかったこと、②公開前に、審査サブチーム内の他の審査官による確認、及び作業責任者であるサブチーム長による最終確認を実施したが、マスキング箇所の抽出及び処理の状態を作業段階毎に確認できるチェックシート類を用いていなかったこと、と考えられる。</p> <p>なお、認可後から審査書の公開まで数年を要しているが、以下に示す作業上の制約があったためである。</p> <p>①本件伊方発電所第3号機に加えて、高浜発電所第1号機から第4号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の審査を同時並行的に実施しており、かつ、それら審査内容に共通的な事項があったことから、公開版審査書の作成作業を玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の認可処分後(令和2年8月)から実施する必要があった。</p> <p>②公開版審査書の作成作業には事業者の申請書マスキング版との照合が必須となるが、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の認可処分後から事業者間でのマスキング対象箇所詳細調整が進捗し始めたため、全事業者からの申請書マスキング最終提出が令和3年4月となり、公開版審査書作成における照合作業着手までに時間を要した。</p>		

<p>要改善事項の処置</p>	<p>令和3年9月29日に、ホームページでの公開を直ちに停止した。同日、その旨の連絡を事業者に行った。また、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告した。なお、Warp(インターネット資料収集保存事業)上に当該審査書が保存されていないことも確認した。</p> <p>担当者が所属するチームの管理職は、非公開情報を含む審査書の公開について、安全審査執務要領において既に整備されている非公開情報のマスキング処理に係る手順を適用し、処理の適切性確認のためのチェックシート類を用いて作業内容を確認・検証するようチーム内の職員に周知し、自チーム内における確認体制を整備した。あわせて、今後は、認可後可能な限り速やかに審査書の公開に対応していくよう認識を改めるとともに、チーム内の職員にも周知した。これらに関する他の審査チームとの情報共有も実施した。</p> <p>なお、本件審査書については、上記の確認体制の下でマスキング処理を再実施し、同年10月29日に原子力規制委員会ホームページにて再掲載した。</p>
<p>是正処置</p>	<p>【是正処置不要】</p> <p>既に上記の措置を行っていること、また、安全審査執務要領において、非公開情報のマスキング処理に係る手順及び処理の適切性確認のためのチェックシート類が既に整備されており、今後マスキング処理にあたっては執務要領に即した対応を行うよう改めて周知徹底したことから、本件に対する是正処置は不要と判断した。</p>

番号	28	担当部署	技術基盤課
件名	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備		
内容	<p>令和3年6月23日に「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善-令和2年度実施計画を踏まえた意見募集の結果の公示及び改正について-」として計10件の基準規則解釈、審査ガイドの改正を行ったが、当該ガイドの類のうち3件、(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」、(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」及び(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」の改正の一部に以下のとおり誤記があった。なお、(1)、(2)及び(3)のいずれも原子力規制委員会行政文書要領類の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。新旧対照表を作成する過程で、誤った位置に改正案を記載していたため、本来改正すべき内容が正しく反映されていなかった。</p> <p>(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に3箇所の誤記があった。ただし、いずれもパブリックコメント期間中(令和3年4月1日～30日)の他の改正「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正(令和3年4月21日原子力規制委員会決定)」の反映漏れであり、本件改正部分に影響を与えるものではなかった。</p> <p>(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。ただし、改正前の欄の誤記であり、これも上記(2)と同じく改正内容自体に影響を与えるものではなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>上記(1)について、原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和3年10月27日に修正のための決裁を行った。上記(2)及び上記(3)についても、正しい表記とするため、同日付けで修正の決裁を行った。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	29	担当部署	総務課
件名	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ		
内容	<p>原子力規制委員会では、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(平成24年9月19日 原規総発第1209196号)及び「事業者との面談についてのルールの見直し」(平成25年2月6日 原子力規制委員会決定)に基づき、被規制者等との面談について、面談の予約及び実施状況(以下「面談リスト」という。)を記録として残し、規制委員会ホームページで毎週公開することとしている。</p> <p>面談リストは総務課が作成して法令審査室がホームページに掲載していたが、面談リストが令和2年10月分からホームページに掲載されていないことを、令和4年1月に確認した。令和2年10月から法令審査室への掲載依頼が滞り、令和3年4月に担当者が異動した際にも適切な引き継ぎがなされなかったものと考えられる。</p> <p>なお、実際に実施された各面談の議事要旨は、遅滞なくホームページに掲載されている。</p>		
要改善事項の処置	原子力規制委員会ホームページに未掲載であった面談リストを、令和4年2月末までにホームページに掲載をする。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	30	担当部署	人事課
件名	扶養手当の誤支給		
内容	<p>人事課給与班では扶養手当の認定について、全手当支給者を対象に人事院規則9-80第5条に基づき年1回の扶養状況確認調査を行っている。令和3年9月の調査データを基に扶養状況に変更がないか確認していたところ、過去の扶養状況のデータ入力に誤りがあることが判明した。</p> <p>過去に遡って手当支給状況を確認したところ、手当の返納が発生する者が4名、追給が発生する者が3名おり、誤支給期間は最長で4年8ヶ月であった。</p> <p>誤支給の主な原因としては下記が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定時の支給要件の認識不足 ・認定時のシステムデータ入力ミス ・認定時の手当について確認する体制の不備 ・年1回の扶養状況確認調査での確認漏れ 		
要改善事項の処置	<p>扶養手当の認定やシステムへのデータ入力は人事課給与班が行い、支給額の計算や支払いは会計部門給与班が行っている。</p> <p>誤支給判明後、令和3年12月の給与から正しい認定額への金額修正処理を行うとともに、返納額・追給額計算を会計部門給与班へ依頼し、金額判明後、人事課給与班が対象者本人へ説明を行っている。追給については、12月以降の給与にて実施し、返納については、会計部門発行の納入告知書により支払いを依頼する。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	31	担当部署	長官官房会計部門
件名	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告		
内容	<p>職員への給与の支払いに当たっては、税務署や自治体へ課税のための報告を行っている。</p> <p>令和3年11月に一部の自治体から令和2年分の給与支払報告書の内容について疑義照会があったことを契機に、同年の年末調整関連書類を再確認したところ、自治体に提出済みの給与支払報告書に加え、所轄税務署に提出済みの法定調書及び職員に配布した源泉徴収票にも記載内容に誤りがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>疑義照会があった後、原子力規制委員会職員から提出された、令和2年分の年末調整関連の申告書、給与・賞与の確定データ及び支払報告作業用 Excel ファイルの全てについて、再度の内容確認を行った。</p> <p>その結果、所得税の源泉徴収及び納税自体は所得税法及び租税特別措置法に基づき適正に行われていたものの、年末調整関連書類の作成に当たり、所得金額調整控除又はひとり親に係る控除が適用対象外であるにもかかわらず控除対象として処理したり、12月給与の所得税徴収分を加算し忘れたりするなどの作業ミスがあったことにより、給与支払報告書及び法定調書については51名分、職員へ配布した源泉徴収票については47名分の記載内容に誤りがあることが判明した。</p> <p>給与支払報告等に誤りが判明した職員に対し、内容を修正した源泉徴収票の交付及び今回の事案発生の経緯や自治体への訂正報告により今後住民税が追徴となることなどについての説明を行うとともに、自治体に対する給与支払報告書の訂正報告、所轄税務署に対する法定調書の訂正報告を順次行っている。引き続き、交付・説明を終えていない職員への対応や関係機関への訂正報告を順次行っていく予定。</p> <p>また、今後の再発防止のために、今回の事案を踏まえた形での業務マニュアルの改訂を行うとともに、年末調整関係書類を作成する際の給与担当者間のダブルチェックを徹底することとした。(なお、令和3年分の年末調整関係書類については再度ダブルチェックを行い、記載内容に誤りがなかったことを確認済み。)</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	32	担当部署	研究炉等審査部門
件名	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ		
内容	<p>令和2年12月24日に国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)から臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認に関する申請があり、原子力規制委員会が令和3年3月17日に承認した。</p> <p>令和3年12月10日に京都大学から申請に必要な書類(添付書類十一)が添付されていなかったと報告があり、審査担当の研究炉等審査部門はこれにより添付書類漏れに気づいた。</p> <p>審査の内容については実質的な過誤はなかったが、試験炉則の規定に照らせば瑕疵であるため、改善を要する事項である。</p>		
要改善事項の処置	<p>対処方針について令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)に諮り、①に基づく判断を進めるとともに、今後②に基づく再発防止策を行うことが了承された。</p> <p>①本件では、添付資料によらず審査が可能であったものであり、承認処分については、改めて添付書類十一に相当する書面の提出は要しないとする。</p> <p>②審査の内容において実質的な過誤はないとはいえ、試験炉則の規定そのものに照らせば瑕疵があったことは事実であることから、不適合管理に基づく改善を行い、審査において本件と同様の不備が起こらないよう対応するとともに、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」(2017年6月制定、原子力規制部)に本事案の再発防止策を反映し、適切に審査業務を遂行していくこととすること。また、設置者に対しては、添付書類十一の添付の必要性及び変更後における品質管理の体制が基準に適合することを確認するための必要な説明の記載を求めることを周知すること。</p> <p>なお、試験研究炉以外の申請案件についても同様の事例がないか、併せて確認を行う。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	33	担当部署	保障措置室
件名	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化		
内容	<p>令和3年3月29日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規制法」という。)第52条第1項の規定により核燃料物質の使用の許可を受けた者(以下「核燃料物質使用者」という。)の事業所内で、プルトニウム(以下「Pu」という。)-239電着線源(約7μgのPu-239が固着した金属)が発見された(湧出した)旨の連絡があった。核燃料物質使用者から湧出しの報告があった場合には、日本国政府は国際原子力機関(IAEA)に在庫変動報告を行う必要があることから、保障措置室は当該核燃料物質使用者に対して確認を取ろうとしたが、担当者不在で連絡が取れなかった。</p> <p>その後、同年4月初めに研究炉等審査部門から、「当該核燃料物質使用者は固体のPuの使用が許可されていないため、固体であるPu-239線源が発見されたことによって、炉規制法に基づく使用変更許可の手続が必要である」との情報を受けたが、この時点で、「在庫変動報告は固体Puの使用変更許可後になされるべき」と管理職に相談せずに担当者が判断してしまい、当該核燃料物質使用者に対して在庫変動報告を提出すべき時期の明示が遅れた。</p> <p>その後、同年8月17日に、当該核燃料物質使用者から報告書が提出されておらず、処理未了であることが管理職に対して報告された。Pu線源の湧出しが発生した時の担当者の対応不備が、処理未了の状態を長期化させた。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・湧出し時の事業者からの報告に関して、使用変更許可前の核燃料物質使用者からの報告手続が明確ではなかった。 ・今回の案件を受けて、炉規制法第 67 条第 1 項及び「国際規制物資の使用等に関する規則」第 7 条第 4 項の規定に基づく在庫変動報告は、使用変更許可手続の進捗に関わらず、湧出しのあった月の末日から 15 日以内に行うべき旨、核燃料物質使用者に対して明示するという運用マニュアルを、令和 3 年 9 月 3 日に、核燃料物質の使用変更許可の担当である研究炉等審査部門の確認を受けた上で、保障措置室で定めた。 ・令和 3 年 9 月 7 日に炉規制法第 68 条第 1 項に基づく立入検査を実施し、当該 Pu-239 線源の現状確認を行うとともに、在庫変動報告を提出するよう指示を行った。令和 3 年 10 月 6 日に核燃料物質使用者から在庫変動報告の提出があり、それを受け、保障措置室は同月 29 日付けで IAEA に対して報告した。 		
是正処置	是正処置実施中		

番号	34	担当部署	保障措置室
件名	便宜供与依頼に係る手続不備		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保障措置に係る国際原子力機関(IAEA)との会合(令和3年11月15日～17日)に、保障措置室から3名出席するため、同月14日に日本を出発、19日帰国する日程でIAEA本部への出張を計画し、実施した。出張では、在ウィーン国際機関日本政府代表部(以下「ウィーン代表部」という。)から、ウィーンでの空港送迎などの便宜供与を受けることとしていた。 ・令和3年11月18日、ウィーン代表部から、「当該出張に係る便宜供与依頼が届いていないため確認してほしい」旨の連絡があった。便宜供与を受けるためには、起案・決裁した文書を、外務省へ発出する必要があるが、出張者と手続き担当者間の連絡の不備により、便宜供与を依頼するための書類が起案されておらず、発出されていないことが発覚した。 		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月19日に、保障措置室からウィーン代表部に本件が発生した経緯について説明するとともに、手続きの不備について謝罪し、改めての便宜供与依頼の発出は行わないこととなった。また、ウィーン代表部からは再発防止について周知するよう依頼があった。 ・室内で今回の原因の分析と、今後の対応方針について協議し、本件の発生原因が、便宜供与依頼手続を含む海外出張時の事務手続の役割分担の不明確さや室内確認体制の未構築にあったことを認識し、再発防止のためのマニュアルを作成し、室内に周知する方針を決定した。 ・令和3年11月19日の庁内総括補佐会議で、本手続不備の件につき、国際室から庁内に「今後同様の不備が起きないように」周知・連絡した。 		
是正処置	是正処置実施中		

番号	35	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報のマスキング漏れ		
内容	<p><経緯></p> <p>平成30年12月10日、平成30年度第46回原子力規制委員会臨時会議の資料の一部として、「九州電力株式会社玄海発電所第3号炉及び4号炉の設置変更申請(特定重大事故等対処施設の設置)」に係る審査書を原子力規制委員会ホームページ(以下、HP)で公開した。</p> <p>令和4年2月9日、地震・津波部門の審査官が、HP上の当該審査書に非公開情報のマスキング漏れの可能性がある箇所を発見し、実用炉審査部門の審査官に連絡した。連絡を受けて、実用炉審査部門の審査官が確認を行ったところ、非公開情報のマスキング漏れ2箇所を確認した。</p> <p>また、特定重大事故等対処施設の設置に係る許可処分済の審査書を対象に同様のマスキング漏れが無いかがHP上で確認したところ、平成29年10月4日に許可した「四国電力株式会社伊方発電所第3号炉の設置変更申請(特定重大事故等対処施設の設置等)」に係る審査書(平成29年8月30日、9月6日及び10月4日にHPで公開)についても、同様のマスキング漏れを確認した。なお、上記以外の特定重大事故等対処施設に係る許可処分に関する審査書については、同様のマスキング漏れが発生していないことを確認した。</p> <p>今回マスキング漏れがあった記載は、情報公開法第5条第4号に従いセキュリティの観点から非公開情報としていた部分であったため、本件を確認後速やかに当該審査書のホームページ公開を停止した。</p> <p><問題点></p> <p>審査書の掲載を行った当時、セキュリティの観点から非公開情報を適切にマスキングするための作業マニュアルが整備されておらず、担当者等の確認が不十分であったため、当該記載が非公開情報であることを見落としと推定される。</p> <p>なお、現在は要改善事項の是正措置を踏まえた作業マニュアル(特定重大事故等対処施設に係る審査結果のマスキング確認マニュアル)が整備され運用されている。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該事案発生後速やかに、HP上の当該審査書の公開を停止するとともに、関係事業者に対してその旨の連絡を行った。また、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告した。また、安全審査執務要領に基づき改めて当該審査書にマスキング処理を実施し、令和4年2月10日に原子力規制委員会ホームページにて再掲載した。</p> <p>なお、Warp(インターネット資料収集保存事業)上にも当該審査書が保存されていることから、同日16日にインターネット資料等使用制限に係る申出を行った。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>本件の問題点については、上記のとおり、既に修正措置を行っていること、また、現在は安全審査執務要領において、セキュリティの観点から非公開情報を適切にマスキングするための手順を整備し運用していることから、本件に対する是正処置は不要と判断した。</p>		

原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置

令和 4 年 6 月 29 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力規制庁の請負契約に関する要改善事項及び是正措置について報告するものである。

2. 要改善事項の内容

令和 4 年 5 月 31 日付けで「令和 2 年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約（以下「本件契約」という。）の発注手続きに関する行政文書一式について開示請求があり、その開示請求準備を進める中で、核燃料廃棄物研究部門（当時）に所属していた当庁職員が特定の業者に対しメールで仕様書案の作成依頼をしていたことが分かった。

契約手続きにあたっては、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対し市場調査を行うことがある。市場調査は、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼するものであり、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼することを想定するものではない。

一般競争入札として公告された本件契約の仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積りがほぼそのまま使用されていた。ただし、仕様書及び入札適合条件が特定の業者のみが入札可能な仕様になっていたわけではなく、他の業者も入札可能な状態は保たれており、入札等の公正を害する行為があったとまではいえない。なお、入札の結果は、当該業者が一者応札で落札した。

本件の一連の契約手続きについては、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）のうち仕様書作成時のポイントとして記載されている市場調査の基本的な考え方や個別に資料の提供を招請する場合の留意事項に次の点で逸脱していた。

- 仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を越え、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。
- 市場調査を行う際の留意事項である、
 - ・ 複数の関係者への提供依頼
 - ・ 関係者と接触する場合の複数の職員での対応を行っていなかった。

また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも 2 件発見された。入札の結果が一者応札である点も同一である。（案件一覧は別紙のとおり）

3. 是正措置の内容

以下のことを8月末までを目途に行う。

- (1) 技術基盤グループ内の市場調査に関するルールとして、以下のことを定める。
 - ・ 典型的な市場調査を依頼する電子メールのひな型の共有、利用。
 - ・ 市場調査を開始する前に、調査事項、調査方法（メールなのか直接接触なのかなど）、接触する予定の業者等について上司に報告させる。
 - ・ 原則として全て複数事業者に依頼することとし、一事業者にのみ依頼せざるを得ない場合は、その理由について担当管理官の承認を受ける。
 - ・ 入札公告の決裁の参考資料として、市場調査がルールに沿って適切に行われたかのチェックリストを添付。
- (2) 原子力規制庁内の契約についての調査
過去5年分の契約について、同様に仕様書案の作成を依頼していた案件がないか調査し、公表する。
- (3) 入札・契約手続きにおける留意事項の再周知
入札・契約を行うにあたっての基本的な留意点等に関し、研修等の機会を通じて再度周知を徹底する。

(別紙) 当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

(参考資料) 「委託事業等の入札・契約の手引き」(平成24年11月制定) 抜粋

当該職員が仕様書等の作成を依頼していたことが判明した案件一覧

年度	事業名	落札者	予定価格 (円)	落札額 (円)	落札率 (%)	応札 者数
H29 年度	平成 29 年度放射性 核種の基礎的な数 値の算出	MHI ニュークリアシ ステムズ・ソリュー ションエンジニアリ ング株式会社	11,995,911	10,800,000	90.0	1
H29 年度	平成 29 年度使用済 燃料の貯蔵の事業 に係るリスク情報 の調査	国立研究開発法人海 上・港湾・航空技術 研究所	39,385,764	30,225,396	76.7	1
R2 年度	令和 2 年度キャニ スタを用いた使用 済燃料の乾式貯蔵 方法に係る調査	三菱重工業株式会社	29,603,569	27,500,000	92.9	1

○「委託事業等の入札・契約の手引き」（平成 24 年 11 月制定）抜粋

Ⅱ．一般競争入札

2．公告まで

(1) 実施計画書（仕様書）の作成

仕様書作成時のポイント

仕様書の内容を具体的なものにするためには、

- ・ 事業目的、必要とする技術・性能等を明示し、資料等の提供を広く招請するなど市場調査(☆)を行う。

☆市場調査の基本的考え方

調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場価格に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対し情報提供を要請する。

※政府調達案件以外については、官報への公告は必要なく、HP等による招請が可能。また、資料等の提供期限も30日以上とする必要は無い。

- ・ 資料等の提供を広く招請しても資料等が提供されない場合は、個別に業界関係者に対して資料等の提供を招請する

などが考えられる。

ただし、個別に資料等の提供を招請する場合には、

- ・ 複数の関係者から資料等を提供してもらう
- ・ 業界関係者と接触する場合は、複数の職員で対応し、接触記録票等を作成するなどの措置を講じ、契約手続における公平性及び透明性を確保しつつ、偏った仕様書にならないようにすることが必要である。